

記載例 自動車運転以外の業務 (限度時間を超えない場合)

時間外労働に関する協定届  
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

労働保険番号	〒	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
法人番号	〒	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
貨物自動車運送事業		〇〇運輸株式会社 〇〇営業所		(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		〇年4月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1年①については360時間まで、②については320時間まで) 記録日 (年月日) 〇年4月1日
		別添協定書記載のとおり	荷役作業員	別添協定書記載のとおり	7. 5時間	4. 5時間	別添協定書記載のとおり
		同上	自動車整備士	同上	7. 5時間	4. 5時間	同上
		同上	経理事務員	同上	7. 5時間	4. 5時間	同上
		同上	荷役作業員	同上	7. 5時間	3. 5時間	同上
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	同上	自動車整備士	同上	7. 5時間	3. 5時間	同上
		同上	経理事務員	同上	7. 5時間	3. 5時間	同上
		同上	経理事務員	同上	7. 5時間	3. 5時間	同上
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	別添協定書記載のとおり	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	所定休日	労働させることができる法定労働時間を超過する時間数を定めること (任意)
		同上	荷役作業員	別添協定書記載のとおり	土日祝日	土日祝日	労働させることができる法定労働時間を超過する時間数を定めること (任意)
		同上	自動車整備士	同上	土日祝日	土日祝日	労働させることができる法定労働時間を超過する時間数を定めること (任意)
休日労働	同上	同上	経理事務員	同上	土日祝日	土日祝日	労働させることができる法定労働時間を超過する時間数を定めること (任意)
		同上	経理事務員	同上	土日祝日	土日祝日	労働させることができる法定労働時間を超過する時間数を定めること (任意)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  (チェックボックスに要子エック)

記載例 自動車運転以外の業務（※限度時間を超える場合（特別条項））

時間外労働 休日労働 に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限定。)	
		延長することができる時間数 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合							
ホーナス商戦に伴う業務の繁忙	4人	6時間	4回	60時間	70時間	550時間	670時間
車両のトラブルへの対応	4人	6時間	3回	60時間	70時間	500時間	620時間
予算、決算業務	4人	6時間	3回	55時間	65時間	450時間	570時間

労働者代表者に対する事前申し入れ

(該当する番号) ※3 (具体的内容)

①、③、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  (チャックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数を組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 〇〇課 〇〇係 〇〇〇 [又は 〇〇運輸労働組合]

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙） ※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要 氏名 〇〇〇〇

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。  (チャックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものではないこと。  (チャックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチャック不要

〇〇年〇〇月〇〇日

使用者 職名 代表取締役 氏名 〇〇〇〇〇〇

〇〇 労働基準監督署長殿

※1 自動車運転の業務等については、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されており、上限規制が適用されませんので、様式9号の4で届出してください。

※2 様式9号の2は、限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の2枚の記載が必要です。

※3 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講じることが定められています。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

- ①医師による面接指導 ②深夜業（22時～5時）の回数制限 ③終業から始業までの休息時間確保（勤務間インターバル） ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他